

別表第三（第八条関係）

局課の区分		局長専決事項	課長専決事項
会計管	契約・	一・二（略）	一・六（略）
理部	調達管		
（略）	（略）	（略）	（略）
総務局	総務課		一 （一） （二） 第二十五条第 二項の規定によ る認可 （三） （四） （略）

別表第三（第八条関係）

局課の区分		局長専決事項	課長専決事項
会計管	契約・	一・二（略）	一・六（略）
理部	調達管		
（略）	（略）	（略）	（略）
総務局	総務課		一 （一） （略） （二） （三） （略）

	行政管 理課	人事課
	<p>一 地方機関における 二 地方機関における</p>	<p>一十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 (略)</p>
	<p>三 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)に 基づく知事の権限 のうち、次に掲げるもの (一) 第八条(第十 二条第六項及び 第三十二条第七 項において準用 する場合を含む)の規定による 認可 (二) 第三十条第一 項及び第二項の 規定による公益 信託認可の取消 し (三) 第三十八条に おいて準用する 第三十四条の規 定による合議制 の機関への諮問 (四) 附則第七条の 規定による移行 認可</p>	<p>三十一 (略)</p> <p>三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六 地方機関にお ける決裁規程の準 則の決定 三十七 地方機関にお ける決裁規程の承 認 三十八 (略) 三十九 電子計算組 織により処理する職 員の給与、児童手 当及び子ども手当 に係る収入の通知 及び支出命令 四十 職員の退職手 当の額の決定並び に当該退職手当に 係る収入の通知及 び支出命令 四十一 退職票及び 失業者退職手当受 給資格証の交付 四十二 (略)</p>
	人事課	人事課

健康福祉局	(略)			
生活衛生課	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	(略)	(略)	(略)	(略)
生活衛生課	(略)	(略)	(略)	(略)
				一 職員の扶養親族の認定
				二 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る権限及び決定
				三 職員の児童手当に係る収入の通知、支出命令、受給資格及び額の認定
				四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七条の六の規定による給与支払報告書の提出
				五 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条の規定による源泉徴収票の提出
				六 電子計算組織により集中処理する電気料金及び電話料金に係る支出命令
				七 所得税及び住民税に係る歳入歳出外現金の出納通知
				八 旅費システムにより処理する切符等に係る収入の通知及び支出命令
				九 非常勤の職員の通勤費の確認及び決定
				十 派遣職員の時間外勤務手当及び通勤手当に係る収入の通知及び支出命令
				十一 職員の退職手当の額の決定並びに当該退職手当に係る収入の通知及び支出命令
				十二 退職票及び失業者退職手当受給資格証の交付
健康福祉局	(略)	(略)	(略)	(略)
生活衛生課	(略)	(略)	(略)	(略)
				一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づ

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。